

橋本市告示第 75 号

橋本市青少年育成事業補助金交付要綱及び橋本市地域子ども会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市青少年育成事業補助金交付要綱及び橋本市地域子ども会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

(橋本市青少年育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 橋本市青少年育成事業補助金交付要綱(令和4年橋本市告示第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前																												
<p>(対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その事業内容及び対象となる団体は、別表のとおりとする。</p> <p>(1) 地域<u>子ども会活動事業</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「補助事業者」という。)は、市長が別に定める期日までに、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次の表に定める書類、役員名簿(規則様式第1号の4)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>			<p>(対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その事業内容及び対象となる団体は、別表のとおりとする。</p> <p>(1) 地域<u>子ども会活動事業</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「補助事業者」という。)は、市長が別に定める期日までに、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次の表に定める書類、役員名簿(規則様式第1号の4)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>書類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域<u>子ども会活動事業</u></td> <td>地域子ども会活動関係事業計画書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域子ども会活動関係収支予算書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	書類	様式	地域 <u>子ども会活動事業</u>	地域子ども会活動関係事業計画書	略		地域子ども会活動関係収支予算書	略		略		略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>書類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域<u>子ども会活動事業</u></td> <td>地域子ども会活動関係事業計画書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域子ども会活動関係収支予算書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	書類	様式	地域 <u>子ども会活動事業</u>	地域子ども会活動関係事業計画書	略		地域子ども会活動関係収支予算書	略		略		略	略	略
事業名	書類	様式																													
地域 <u>子ども会活動事業</u>	地域子ども会活動関係事業計画書	略																													
	地域子ども会活動関係収支予算書	略																													
	略																														
略	略	略																													
事業名	書類	様式																													
地域 <u>子ども会活動事業</u>	地域子ども会活動関係事業計画書	略																													
	地域子ども会活動関係収支予算書	略																													
	略																														
略	略	略																													
<p>注 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに、補助事業等実績報告書(規則様式第7号の1)に次の表に定める書類、領収書の添付可能なものについてはその写し、預金通帳の写し、積</p>			<p>注 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに、補助事業等実績報告書(規則様式第7号の1)に次の表に定める書類、領収書の添付可能なものについてはその写し、預金通帳の写し、積</p>																												

立金がある場合は積立金調書(規則様式第7号の4)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

事業名	書類	様式
地域こども会活動事業	地域こども会活動関係事業実績書	略
	地域こども会活動関係収支決算書	略
	略	
略	略	略
注 略		

別表(第2条、第3条関係)

補助事業	事業内容及び対象団体	対象経費	補助率等
地域こども会活動事業	<p>他人を思いやる心や人権を大切にする心を育み、目標に向かって主体的に行動していく力、いわゆる「生きる力」の育成を図るために地域こども会(橋本市こども会連絡会に加入しているものに限る。)が行う地域総合活動又は地域集団活動</p> <p>1 地域こども会の組織</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制</p> <p>ア 指導員は、満18歳以上の者とし、1こども会に2人以上置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>2 活動</p> <p>(1) 地域総合活動</p> <p>次に掲げる全ての活動を年間50日以上行うこと。</p> <p>ア 創作活動若しくはスポーツ・レクリエーション活動又は情報学習、環境</p>	略	<p>10分の10以内(地域総合活動にあつては、1こども会当たり620,000円、地域集団活動にあつては、1こども会当たり140,000円を上限とする。)</p>

立金がある場合は積立金調書(規則様式第7号の4)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

事業名	書類	様式
地域子ども会活動事業	地域子ども会活動関係事業実績書	略
	地域子ども会活動関係収支決算書	略
	略	
略	略	略
注 略		

別表(第2条、第3条関係)

補助事業	事業内容及び対象団体	対象経費	補助率等
地域子ども会活動事業	<p>他人を思いやる心や人権を大切にする心を育み、目標に向かって主体的に行動していく力、いわゆる「生きる力」の育成を図るために地域子ども会(橋本市子ども会連絡会に加入しているものに限る。)が行う地域総合活動又は地域集団活動</p> <p>1 地域子ども会の組織</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制</p> <p>ア 指導員は、満18歳以上の者とし、1子ども会に2人以上置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>2 活動</p> <p>(1) 地域総合活動</p> <p>次に掲げる全ての活動を年間50日以上行うこと。</p> <p>ア 創作活動若しくはスポーツ・レクリエーション活動又は情報学習、環境</p>	略	<p>10分の10以内(地域総合活動にあつては、1子ども会当たり560,000円、地域集団活動にあつては、1子ども会当たり120,000円を上限とする。)</p>

	<p>学習、人権学習等<u>こども</u>たちの自主性及び創造性を育む学習活動</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>こども</u>集団相互の交流、地域住民との交流、国際交流その他交流活動</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>				<p>学習、人権学習等<u>子ども</u>たちの自主性及び創造性を育む学習活動</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>子ども</u>集団相互の交流、地域住民との交流、国際交流その他交流活動</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>		
地域組織活動事業	<p>母親クラブ<u>こども</u>クラブ活動の充実発展及び親等の相互連帯による資質の向上を図るために地域組織が行う2に掲げる活動</p> <p>1・2 略</p>	略	10分の10以内(1組織当たり <u>90,000</u> 円とする)	地域組織活動事業	<p>母親クラブ<u>子ども</u>クラブ活動の充実発展及び親等の相互連帯による資質の向上を図るために地域組織が行う2に掲げる活動</p> <p>1・2 略</p>	略	10分の10以内(1組織当たり <u>75,000</u> 円とする)
青少年地域参加促進事業	<p>高校生及びその年代を中心とした青少年の地域参加の促進を図るために青少年組織が行う2に掲げる活動</p> <p>1 略</p> <p>2 活動</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>こども</u>会活動を支援するための活動</p> <p>(2) 略</p>	略	10分の10以内(1組織当たり <u>80,000</u> 円を上限とする。)	青少年地域参加促進事業	<p>高校生及びその年代を中心とした青少年の地域参加の促進を図るために青少年組織が行う2に掲げる活動</p> <p>1 略</p> <p>2 活動</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>子ども</u>会活動を支援するための活動</p> <p>(2) 略</p>	略	10分の10以内(1組織当たり <u>60,000</u> 円を上限とする。)

(橋本市地域子ども会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 橋本市地域子ども会育成事業補助金交付要綱(令和4年橋本市告示第74号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

橋本市地域こども会育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域においてこどもが自主性及び社会性を高め、健全に成長するために活動しているこども会(以下「地域こども会」という。)に対して予算の範囲内で補助金を交付することに交付に関し、橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この告示による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、橋本市こども会連絡会に加入している地域こども会で、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。

(1) 原則として、同一小学校区内の地域に居住しているおおむね8人以上のこども(4歳児から中学3年生までに限る。以下同じ。)及びその保護者等を会員として組織されていること。

(2) 略

(3) 略。

(4) こども会活動中の事故に備え、全国こども会安全共済会に加入していること。

(5) 略

(補助事業)

第3条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域こども会に関して組織的かつ継続的に行われる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) こども自身が計画した活動に関する事業

(2) 略

(3) こどもの創作活動に関する事業

(4) こどものスポーツ及びレクリエーション活動に関する事業

(5) 略

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、900円に当該地域こども会の会員であるこどもの数

橋本市地域子ども会育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域において子どもが自主性及び社会性を高め、健全に成長するために活動している子ども会(以下「地域子ども会」という。)に対して予算の範囲内で補助金を交付することに交付に関し、橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この告示による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、橋本市子ども会連絡会に加入している地域子ども会で、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。

(1) 原則として、同一小学校区内の地域に居住しているおおむね8人以上の子ども(4歳児から中学3年生までに限る。以下同じ。)及びその保護者等を会員として組織されていること。

(2) 略

(3) 原則として、当該地域子ども会の活動費に充てるため、会費を徴収していること。

(4) 略

(5) 子ども会活動中の事故に備え、全国子ども会安全共済会に加入していること。

(6) 略

(補助事業)

第3条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域子ども会に関して組織的かつ継続的に行われる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子ども自身が計画した活動に関する事業

(2) 略

(3) 子どもの創作活動に関する事業

(4) 子どものスポーツ及びレクリエーション活動に関する事業

(5) 略

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、900円に当該地域子ども会の会員である子どもの数

を乗じて得た額に18,000円を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて、毎年6月末日までに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) こども会員名簿

(5)・(6) 略

を乗じて得た額に18,000円を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて、毎年6月末日までに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 子ども会員名簿

(5)・(6) 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。